

○松戸市身体障害者結婚祝金支給条例

昭和46年4月1日

松戸市条例第10号

改正 昭和48年4月1日条例第9号

昭和57年3月29日条例第14号

平成24年6月29日条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、身体障害者の結婚に対し、結婚祝金（以下「祝金」という。）を支給し、その結婚を祝福するとともに身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 身体障害者とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳を所持する者をいう。

(2) 結婚とは、戸籍法（昭和22年法律第224号）第74条の規定により結婚の届出を済ませたことをいう。

(受給資格)

第3条 この条例により祝金の支給を受けることができる身体障害者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記載されている者とする。

(結婚祝金の額)

第4条 祝金の額は、身体障害者1人につき、次の表に掲げる区分に従って支給する。

障害の程度	金額
1級から4級の身体障害者手帳を所持する者	20,000円
5級の身体障害者手帳を所持する者	10,000円

6級の身体障害者手帳を所持する者	5,000円
------------------	--------

(申請および決定)

第5条 結婚祝金の支給を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請により結婚祝金の支給の可否を決定したときは、その旨申請者に通知するものとする。

(結婚祝金の返還)

第6条 市長は、偽りその他不正の手段により結婚祝金の支給を受けた者があるときは、その者に対し、すでに支給した結婚祝金を返還させるものとする。

(施行規定)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則 (昭和48年4月1日松戸市条例第9号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年3月29日松戸市条例第14号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年6月29日松戸市条例第20号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。